

自動車損害賠償責任保険 (自賠責)について

～期限切れ・未加入での
運行は法令違反です～



▲監視活動で自賠責切れ車両に対して通知をしている様子

小さくて小回りのきくバイクは手軽な移動手段としてよく利用され、特に軽二輪車（排気量250cc以下のバイク）・原動機付自転車（人気が高い）が、軽二輪車・原動機付自転車は車検制度がないことから、自賠責保険・共済の有効期限切れに気づかず使用されることが見受けられます。

運輸部では、年間を通して監視活動を行い、警察と連携した街頭取締り活動も行っており、令和3年度は、51,251台中、1,697台に自賠

責保険の有効期限切れの疑いがあるとして、「通知書」を交付しました。

自賠責保険・共済制度について、従前より広報・啓発に努めているものの、依然として無保険・無共済車による事故が後を絶たないことから、国土交通省及び運輸部では、毎年9月を「自賠責制度広報・啓発期間」と位置付け、自賠責制度の重要性や役割、無保険車運行の違法性等について広報・啓発活動を実施し、自賠責保険への加入促進を図っています。

皆様、いまいちど、自賠責のステッカーを確認しませんか！



▲街頭検査で自賠責ステッカーを確認している様子

○「自賠責」への加入は、クルマやバイクを持つ人、使用する人、すべての人の義務です。

「自賠責」は、交通事故の被害者を救済するとともに、万が一加害者となってしまった場合に備えるための保険です。

「自賠責」加入は強制です。でも、簡単に加入できます。

250cc以下のバイクは、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入ができます。

もし、「自賠責」に加入せずに運行した場合には・・・

1年以下の懲役または50万円以下の罰金、および違反点数6点となり、免許停止の処分の対象となります。

詳しくは・・・

<https://www.jibai.jp>

自賠責ポータルサイト

検索



無保険（共済）車・無車検車を見かけたら・・・

無保険車通報窓口

検索

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html

